

知床五湖利用適正化計画（骨子）について寄せられた意見（前回協議会終了後）

| ご意見の概要 |
|--|
| <p>(2) モニタリングの指標の設定項目の中に追加 地上遊歩道利用の利用者（利用希望者を含む）に対して当該施策の周知度合い（「知っていたか」「知らなかった（誤った内容が伝わっていた）」）と「知っていた」場合について、「いつ」（来訪の○日前、○週間前・・・）、「どうやって」（情報周知手段）</p> |
| <p>(2) モニタリングの指標の設定項目の中に追加 地上遊歩道利用の利用者（利用希望者を含む）からの当該施策及び実施主体（行政等）に対する要望、苦情（クレーム）</p> |
| <p>(3) モニタリングの手法の項目に追加 ヒグマ活動期、植生保護期のそれぞれにおいて地上遊歩道利用者（希望来訪者もすべて含む）に対してアンケート調査等により当該施策を事前にどれだけ正確に把握（情報伝達）されていたかについて、事前に行った広報・情報周知の効果測定を行う。</p> |
| <p>(3) モニタリングの手法の項目に追加 ヒグマ活動期、植生保護期や遊歩道の利用の有無にかかわらず、知床世界遺産センター、道の駅シリエトク等の拠点施設及び各宿泊施設において観光客を対象としたアンケート調査等により、当該施策が周知（情報伝達）されているか、また利用希望の有無、要望意見について測定・収集する。</p> |
| <p>2 利用の適正化を図るための基本方針- (2) 利用のあり方に関する基本方針の項目に追加 連休・お盆時期等の利用来訪者が増大し知床五湖駐車場の混雑が予見される時期については遊歩道の円滑な運用及び利用、駐車場混雑緩和の為にマイカーから公共交通機関（シャトルバス）への乗り換えを積極的に啓発普及する。</p> |
| <p>3 利用調整地区の指定に関する事項- (4) その他 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法に追加 ①旅行業関係者、個人旅行者への具体的な周知方法の明示・・・利用案内パンフレット、チラシを作成し配布する。WEBサイトの作成・配信、情報雑誌等の紙媒体への掲載、電波媒体の利用等 etc・・・ ②観光施設、各宿泊施設等の窓口受付スタッフへの当該施策内容を周知させる為の研修会、セミナー等の実施を行う。</p> |
| <p>○植生保護期において、ヒグマと遭遇した際には～速やかに現場から退避し、引き返すこと・・・→追加修正、検討 ①誰を対象にしているのかが明記されていない「利用者」なのか「引率者」なのか？（植生保護期においては両方が対象？） ②「ヒグマと遭遇した際には、～速やかに現場から退避し、引き返すこと」→すべての状況に対して妥当な表現か？ガイド（引率者）が利用者を引率していた場合にも適用されるのか？「速やかに～」という表現が速い動作（駆け足）でということにうけとられないか？</p> |
| <p>引率者（ヒグマ対処法引率者）の呼称について →誤解や偏見を与えず、的確かつ簡明に表現できる呼称を用いることができないか検討すべきではないか。</p> |
| <p>利用適正計画（案）のなかで、「自己の責任において」や、「自己責任において立ち入るものであること」の文言があります。「自己責任」とはどういうことなのか、国民がきちんと理解できるように明文化してください。</p> |
| <p>利用者は、具体的にどのような場合にどのような責任を負わなければならないのかお示してください。</p> |
| <p>実際問題として利用者に自己責任を負わせることはできるのでしょうか。</p> |